

## 2021. 4. 19 高浜防災訓練結果面談におけるご質問への回答について

(2021. 4. 19 高浜防災訓練結果面談時のコメント)

○ 放射性物質の放出量や拡散影響評価について、関西電力が現状できることを資料にまとめて報告すること。

(回答)

「放射性物質の放出量」、「拡散影響評価」については、福島第一発電所事故以降、防護措置の判断方法が変更(予測線量→EAL、OILに基づく判断)されたこと、また原子力災害対策指針等に基づく国の活動(防護措置の判断)および事業者の活動(オンサイト対応、プラント状況の報告等)等を踏まえ、事業者防災業務計画等に基づき、次のとおり対応しています。

### ① 放射性物質の放出量

a. 原災法第25条に基づく報告において、次の情報を通報連絡先へ報告します。(添付-1)

○ 「放射性物質放出見通し(放出開始予測時刻)」

○ 「放射性物質放出状況(放出開始・停止時刻、放出箇所、放出実績値)」

○ 「モニタ・気象情報」

b. 大量放出に至る前においても、次の情報をERCプラント班へ情報発信を行います。

○ 「CV2Pd到達見込み」

○ 「過去の類似事象における放出放射エネルギー評価」

○ 「発災中のプラント事象における放出放射エネルギーの放出前評価」

○ 「CV内の放射エネルギー(希ガス)評価」

c. 昨年度の高浜防災訓練では、上記のうち、速報として提供可能な「過去の類似事象における放出放射エネルギー評価」について、速やかに情報発信可能な整備ができていなかったことから、必要な改善を行います。

### ② 拡散影響評価

・上述の経緯を踏まえ、弊社において拡散影響評価は実施しておりません。

・拡散影響評価を住民避難判断に用いる場合には、未来の気象データ(予測値)を用いて評価する必要があり不確かさが大きいこと、また不確かさを補うために保守性を考慮した気象データ(例:実際の気象データの変動を無視し、保守的な気象条件を仮定)により評価をした場合、過剰に保守性のある予測線量となり、防護措置の要否判断を誤る可能性が考えられ、原子力規制委員会の既方針(H26. 10. 8 SPEEDIの運用について(添付-2))のとおり、住民避難の判断には適さないと考えます。

以上

## 事業者防災業務計画に基づく原災法第25条の報告様式抜粋(高浜発電所例)

## 様式3-1-11 (2/2) 応急措置の概要連絡様式(原子炉施設)

添付

応急措置の概要( 発電所第 号機状況)

## 1. プラント状況 (確認時刻: 月 日 時 分)

原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電	有・無
1次冷却材圧力	MPa(gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
(加圧器・原子炉)水位	%	蒸気発生器による冷却	有・無・不要
格納容器圧力	kPa(gage)	原子炉容器注水	有・無・不要
炉心出口温度(最高値)	°C	格納容器注水	有・無・不要
格納容器内水素濃度(トライ値)	Vol%		
炉心損傷		有・無	
格納容器最高使用圧力		未満・以上・2倍以上	

## 2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 月 日 時 分)

放出開始予測時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

## 3. 放射性物質放出状況(放出有りの場合に記載) (評価時刻: 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ(地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他(核種: )	Bq/h	Bq	

## 4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 月 日 時 分)

排気筒ガスモニタ	格納容器排気筒	(cpm)	補助建屋排気筒	(cpm)
モニタリングポスト	名称			
	(n・μ)Gy/h			
気象情報	天候		風向	
	風速		大気安定度	

## 5. その他

--

## 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI) の運用について

平成26年10月8日  
原子力規制委員会

### 1. 基本的考え方

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリング(固定型のモニタリングポスト等)の実測値等に基づくこととしており、この方針に従い、現在、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図っているところである。

放射性物質の放出が収まり沈着した段階以降において、防護措置以外の判断を行う場面等では、今後も、活用目的、活用するタイミング等を明確にした上で、SPEEDIから得られる情報を参考とする可能性があると考えている。しかしながら、原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。

これは、福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるものである。

### 2. 今後の対応

今後は、この基本的考え方に基づいて、防災基本計画、原子力災害対策指針、原子力災害対策マニュアル等の記載内容の必要な修正を行っていく。

また、今後、関係道府県等で実施される原子力防災訓練や、避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断においては、この基本的考え方に基づいてご対応いただくこととなること等から、関係道府県等の関係機関等に対しては、原子力規制委員会として、この基本的考え方を、今後も様々な機会を活用して周知する。併せて、防護措置の判断以外の場合等における参考情報としての活用方法については、緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料に追記する等により周知する。

なお、平成27年度からは、職員を24時間365日常駐させることはせず、関連予算を削減することとしているが、仮に緊急時において、一定の期間、SPEEDIを参考情報として活用する必要がある場合には、契約変更等の措置により、その期間のみ、夜間・土日においても継続できるよう人員を配置する予定であり、SPEEDIを活用できる体制は維持できる見込みである。